

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503002		処分名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	消防長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第10条第1項		
基準規定	①	消防法			第10条第1項		
	②	鈴鹿市危険物規制規則			第2条第2項		
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準			第2章第5		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年5月28日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>※基準規定(参考)</p> <p>消防法 〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕 第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行うことを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。</p> <p>鈴鹿市危険物規制規則 (仮貯蔵又は仮取扱いの承認) 第2条 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は仮に取り扱うことの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵(取扱)承認申請書(第1号様式)に関係図面及び火災予防上の措置について記載した書類を添えて、消防長に提出しなければならない。 2 消防長は、前項の規定による申請について、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めるときにあっては承認書(第1号の2様式)に、火災予防上支障があると認めるときにあっては不承認書(第1号の3様式)に前項の承認申請書1部を添付して交付するものとする。 3 略</p> <p>別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第2章第5」による。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日を除く。)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503003		処分名	危険物施設設置・変更の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第11条第1項		
基準規定	①	消防法			第10条第4項、第11条第1項、第2項		
	②	危険物の規制に関する政令			第9条～第23条		
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準			第3章		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年5月28日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>※基準規定(参考)</p> <p>消防法 〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕 第十条 略 ②・③ 略 ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>〔危険物施設の設置、変更等〕 第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 一～四(略) ② 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>別紙「危険物の規制に関する政令 第9条～第23条」による。</p> <p>別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第3章」による。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日を除く。)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503004		処分名	危険物施設の完成検査		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	消防法				第11条第5項	
基準規定	①	消防法			第10条第4項、第11条第5項	
	②	危険物の規制に関する政令			第8条	
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準			第2章第6 1～2	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年5月28日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※基準規定(参考)</p> <p>消防法 [危険物の貯蔵及び取扱いの制限等] 第十条 略 ②・③ 略 ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>[危険物施設の設置、変更等] 第十一条 ①～④ 略 ⑤ 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 ⑥・⑦ 略</p> <p>別紙「危険物の規制に関する政令 第8条」による。</p> <p>別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第2章第6 1～2」による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日を除く。)				
聴聞等						
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503005		処分名	仮使用の承認		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	消防法				第11条第5項ただし書	
基準規定	①	消防法			第11条第5項ただし書	
	②	鈴鹿市危険物規制規則			第6条第2項	
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準			第2章第4	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年5月28日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※基準規定(参考)</p> <p>消防法 〔危険物施設の設置、変更等〕 第十一条 略 ②～④ 略 ⑤ 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 ⑥・⑦ 略</p> <p>鈴鹿市危険物規制規則 (仮使用の承認) 第6条 略 2 市長は、前項の規定による申請について、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めたとときにあっては承認書(第7号様式)に、火災予防上支障があると認めたとときにあっては不承認書(第7号の2様式)に前項の申請書1部を添付して交付するものとする。ただし、承認書の交付は、これを省略し、申請書1部を申請者に交付することをもって足りるものとする。 3 略</p> <p>別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第2章第4」による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日を除く。)				
聴聞等						
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503006		処分名	危険物施設の完成検査前検査		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者		市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	消防法			第11条の2第1項		
基準規定	①	消防法		第10条第4項、第11条の2第1項		
	②	危険物の規制に関する政令		第8条の2		
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準		第2章第6 3		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年5月28日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※基準規定(参考)</p> <p>消防法 [危険物の貯蔵及び取扱いの制限等] 第十条 略 ②・③ 略 ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>[製造所等の完成検査前検査] 第十一条の二 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「特定事項」という。)が第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。 ②・③ 略</p> <p>別紙「危険物の規制に関する政令 第8条の2」による。</p> <p>別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第2章第6 3」による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日を除く。)				
聴聞等						
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503007		処分名	予防規程の認可、変更認可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第14条の2第1項		
基準規定	①	消防法			第14条の2第1項、第2項		
	②	危険物の規制に関する規則			第60条の2		
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準			第2章第7		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年5月28日	
	非公開該当		未設定理由				
	※基準規定(参考) 消防法 [予防規程] 第14条の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。 ② 市町村長等は、予防規程が、第十条第三項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。 ③～⑤ 略 別紙「危険物の規制に関する規則 第60条の2」による。 別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第2章第7」による。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日を除く。)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503008		処分名	定期保安検査			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第14条の3第1項		
基準規定	①	消防法			第10条第4項		
	②	危険物の規制に関する政令			第8条の3, 第8条の4第1項から第3項, 第9条から第23条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>消防法 〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕 第10条①～③(略) ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>〔保安検査及びその審査の委託〕 第14条の3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。 ②・③(略)</p> <p>危険物の規制に関する政令 (保安に関する検査) 第8条の4 法第14条の3第1項の政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、特定屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の最大数量が一万キロリットル以上のもの又は前条に規定する移送取扱所とする。 2～7(略)</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日除く)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503015		処分名	危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(定期点検時期の特例事由)			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第14条の3の2		
基準規定	①	危険物の規制に関する規則			第62条の5の2第3項、第62条の5の3第3項		
	②	危険物の規制に関する政令			第8条の5		
	③	鈴鹿市危険物規制審査基準			第2章第11		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和2年4月1日	最終更新日	令和7年5月28日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>※基準規定(参考)</p> <p>危険物の規制に関する規則 (定期点検を行わなければならない時期等) 第62条の5の2 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。 4 略</p> <p>第62条の5の3 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。 4 略</p> <p>別紙「鈴鹿市危険物規制審査基準 第2章第11」による。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和2年4月1日	最終更新日	令和2年4月1日	
	期間	10日間(休業日を除く。)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						